

## 予防衛生研究所の創設と伝染病研究所の改組

小 高 健

第二次大戦後占領車によって数々の改革が行なわれた。厚生省直轄の予防衛生研究所（予研）の創設もその一つで、衛生行政改革の一環をなすものであった。この創設の母体は東京帝国大学（東大）附置伝染病研究所（伝研）であった。伝研はこれを契機としてその後医科学研究所（医科研）へ改組した。

伝研は明治の創設以来伝染病に関する研究の他に、ワクチンや抗血清など細菌学的製剤の製造を行ない、そのいずれにおいても規模はわが国第一であった。さらに内務省、引続き厚生省の管轄下の業務として、細菌学的製剤の国家検定、認可を行ない、さらに行政上の諮問にも応じていた。大量の製剤を払下げて収入を得ていたこと、行政に深く関与していたこと——この二点において伝研は大学附置研究所としては特異な存在であった。

予研の創立にともなうて検定など衛生行政に係る事項は予研に移された。その後製造は民間製造所が主体となり、伝研は急速に我が国第一の製造所という役割を失っていった。

本稿では、資料が東大に偏ってはいるが、予研創立の経過、その伝研への影響を記し、さらに予研創立時の背景などについて若干の考察を加える。

## 一、伝染病研究所の沿革

伝研は明治二十五年（一八九二）十一月三十日、北里柴三郎のために大日本私立衛生会の附属として設立された。北里は東京大学医学部を卒業、内務省衛生局からコッホ Robert Koch の許に留学し、破傷風菌の純培養、抗毒素の発見、血清療法法の創始という輝かしい業績をあげて明治二十五年五月帰国した。研究所設立にあたって、長与専齋、福沢諭吉、森村市左衛門らの応援があった。

一方この頃、文部省からも帝国大学内に伝染病研究所を創設する案が議会に出されたが、自由党代議士長谷川泰らの反対により否決された。政府は長谷川らの建議に従って、大日本私立衛生会の研究所に補助金を出すことにした。この時出された政府の命令によって、伝研は内務省衛生局長の監督の下に、各種伝染病の原因及予防治療法を研究するだけでなく、国家衛生法の審事機関となること、事業はすべて北里が指揮することに決った。<sup>(1)</sup>

研究所は最初、芝区芝公園第五号三番地にあったが、明治二十七年芝区愛宕町二丁目十三番地に移転した。

この頃の北里の活躍はめざましい。香港でペスト菌を発見、ジフテリア入院患者に抗血清を注射して著効をあげ、また研究生制度を設け、三ヵ月を一期とする講習を始めた。

明治三十二年（一八九九）伝研は内務省所管となった。この時の勅令によって伝研は「伝染病其ノ他病原ノ検索、予防、治療方法ノ研究、予防消毒治療材料ノ検査及伝染病研究方法ノ講習ニ関スル事務ヲ掌」ることになった。さらに明治三十八年（一九〇五）同じく内務省所管であった痘苗製造所及び血清薬院を合併し、痘苗、抗血清、ワクチンなどの製造も行なうことになった。この二施設を合併した時点において、その後第二次大戦後にいたるまでの研究所の事業内容がほぼ決ったといえる。

この年、現在地の芝区白金台町に研究所の新築を開始し、翌三十九年に完成した。敷地は一万九千坪弱、建坪二千九百余坪であり、外国の大研究所に比して遜色のない研究所ができあがった。<sup>(2)</sup>

しかし明治の終りになると、行政整理の一環として、伝研の文部省への移管或いは廃止が論議されるようになった。明治四十四年北里は、伝研は伝染病予防事務に関する審事機関として設立されたもので、教育とは無関係であり、また内務省も伝研をその所管においてこそ伝染病の予防撲滅を図ることができると反論した。さらに北里は過去三年間の歳出入計算表を示し、国立というものの「国庫ニ負ウ所極メテ僅少」であると述べた。これによると歳入は十六ないし二十二万円であり、このうち細菌学的製剤による収入が十五ないし二十一万円である。俸給を含めた総支出は二十ないし二十四万円であつて不足分は二ないし四万円弱である。<sup>(3)</sup>このように製造収入によつて研究所経費の大半をまかなうという運営は第二次大戦後まで続いた。

大正三年（一九一四）十月十三日政府は勅令により伝研を内務省から文部省へ抜打ち的に移管した。第一次世界大戦勃発後まもなく大隈重信内閣（内務大臣は大隈の兼務）の時である。北里はこの移管を不満とし、門下を率いて辞職し北里研究所（北研）をつくつた。

これが所謂「伝研移管問題」である。政府はこの移管を行政整理、文政統一のためと説明した。伝研は伝染病に関する学理の研究を主な目的とするのだから、ゆくゆくは東京帝大に所属して、その医科大学と十分な連絡を保ち、互いに相扶けて研究の進歩を計るのが適當だといふのである。<sup>(4)</sup>一方移管直後から東京帝大医科大學長青山胤通よななの策謀だといふ説も流された。しかし青山はこの移管には受身であり、中心的な役割を果したのは一木喜徳郎文部大臣、江木翼書記官長らの官僚であつた。<sup>(5,6)</sup>

伝研は一年半後の大正五年四月東京帝大の附置となつた。文部省移管以後の伝研は衛生行政に関する事項については内務大臣、引き続き厚生大臣の監督を承ることになり、このことは予研が設立されるまで続き、伝研の官制上の特異な点となつた。

衛生行政に関する事項は三つに大別される。<sup>(7)</sup>第一は血清検定並びに細菌学的予防治療剤の販売許可に際しての審査であ

る。血清検定については後述する。後者について伝研では、学術的に検討して認可の可否を衛生当局に具申したが、文書の上だけでは審議ができない場合には現品の提出を求め実験を行なって判断した。これで問題になった有名な例が煮沸免疫元である<sup>(8)</sup>。第二は代用消毒薬検定であり、第三は各種の諮問に応ずることであった。

北里はその後慶応大学医学部及び大日本医師会をつくった。

伝研についてみると北里らが去ったあと業務の大筋は変っていない。したがって研究、製造、講習などの点で伝研は必然的に北研と競争することになった。その後の伝研における一つの変更は、公衆衛生技術者養成のための公衆衛生院が昭和十三年伝研敷地内に創設されるにおよんで、講習規模を次第に縮小し、昭和十八年に打切ったことである。公衆衛生院はその後厚生省所管の他の研究所と合併されて名称を変え、第二次大戦末期の昭和十九年以降は、厚生省がここを事務室に使用した。昭和二十一年五月再び公衆衛生院として復活した。<sup>(9)</sup>

## 二、伝染病研究所における細菌学的製剤の検定と製造

移管の年の冬から検定問題が論議されるようになる<sup>(10)</sup>。当時製造は認可制であり、またジフテリア及び破傷風血清は、必要とする力価が日本薬局法に規定されていた。それにもかかわらず検定が必要であると内務省が考えた理由は、北研に製造許可を与えれば更に大阪血清薬院などからも製造申請が出ること、外国からの輸入もおこりうるので、一定基準以上の品質を確保しようとしたのである。世間でも、また諮問をうけた中央衛生会でも、薬局法や認可との関係からの反対だけでなく民間製品への不法干渉、北研に対する伝研の嫉み、一種の勢力争いなどの見方からの反対もあった。注意を要する点はすでにこの時期に、伝研は製造をやめるべきこと、独立した血清検定機関（例えば衛生試験所の改組など）が必要だという議論がおこっており、また伝研はその使命を終ったとも言われたことである。

この頃北研と伝研との間では研究上での激しい論争だけでなく様々な問題があった。<sup>(10)</sup> 伝研で弊死する免疫馬の数、製品

に關する一木文部大臣の失言と北里北研所長の逆襲、移管後の伝研抗血清の効力が低下したという論議、東京帝大医科大學による抗血清の大量輸入、雑菌混入問題、伝研の製品値下げなどであり、これらは医師社会は勿論、議會やジャーナリズムでも取りあげられた。またある事件では裁判問題にまでなった。世間の同情は北里側に多く集っていた。この移管の時のしこりが当時の当事者だけでなく、あとあとでも尾をひくようになった。

しかし結局、第三者を含めた血清検定委員会（東京帝大医科大學教授伝研囑託 横手千代之助、伝研技師 竹内松次郎、伝研技師 坂口康藏、防疫官兼内務技師 内野仙一、医学博士 佐伯矩、警視庁技師 松本章太）を伝研に置くことになる。大正四年十月の内務省令第十二号によって、ジフテリア血清と破傷風血清は、伝研の検定を受け、その検定証を貼付しなければ市販できないことになった。

大正四年十月以降同五年三月末日までの検定成績は次のようであった。

ジフテリア関係 伝研二十四ロット（内不合格一）、大阪血清薬院六（〇）、北研一（一）、金杉佐伯研究所一（〇）  
破傷風関係 伝研八（〇）、北研一（〇）

北研の最初の製品が不合格になったことは、伝研、北研間の緊張を高めたに違いない。

伝研では特定の職員が内務省、引き続き厚生省所轄の業務として、自家製品、民間製品を第二次大戦後まで検定した。実際のやり方はこうである。伝研職員が厚生技官でもあり、厚生省から出張してきたかの如く、伝研の部屋（伝研の部屋と考えない）のなかで、厚生省の仕事をした。予研問題がおこった頃の検定主任は小島三郎教授であり、彼は検定についてはその品目をふやすべきだとの積極的な意見をもっていた。戦時体制になる前の昭和八年を例にとってみると、血清検定からの収入は四百円で代用消毒薬検定料の九百円を下まわり、製造からの収入五十一万六千円に比べれば極めてわずかである。検定は伝研に権威を与えるものではあっても収入を与えるものではなかった。

移管時の伝研が直面した最大の難問は、抗血清、ワクチン、痘苗の製造経験者がいなくなったことである。この問題は

青山と親しかった陸軍医務局長森林太郎（鷗外）が、陸軍から西沢行蔵（軍医学校教官）、八木沢正雄（軍医学校附）を送り込み、さらに城井尚義（陸軍獣医学校教官）が加わることによって解決された。西沢、八木沢が血清及びワクチンを、城井が痘苗を分担した。この陸軍からの援助によって、伝研の製造は製品の種類の数においても、また主要製品の量においても我が国第一であり続けることができた。

伝研の大きな特徴の一つが——それは大学内では異端であったが——細菌学的製剤の製造にあったことは研究所経費からみても明らかである。昭和十五年七月から抗血清製造の主任であった細谷省吾教授も、おおよそ次の様に書いている。「伝研は官制によって厚生行政と直結しているので、国の需要を満たすだけの製造を行なわねばならず、万一これが出来ない場合には責任をとらねばならなかった。さらに官立とはいうものの収入支弁であり、政府が決めるのは空予算であって、実際には自分の手で収入を得なければならなかった。収入の筆頭はコレラの突発的流行でもない限りジフテリア血清によるものであった。このような事情は他の血清生産機関でも同じことで、ジフテリア血清のための免疫法は秘密であった」。昭和十二年支那事変が勃発すると民需に加えて軍需が著しく増大し、戦争の激化にともなう破傷風、ガス壊疽などの免疫血清製造が伝研の最大の仕事になるような状況に追い込まれていった。昭和十一年度の歳入は、製造から五十万五千円、病院その他から十六万九千円、政府支出金六万五千円、合計七十三万九千円であるのに対し、昭和十二年度には歳入合計が百五十九万四千円に倍増しており、この増加分が軍需からの収入と政府支出金の一時増によるものであった。その後数字の明らかな昭和十七年度までをみると、製造収入の三十六ないし六十二パーセントが軍需によるものである。伝研は生産資材をはじめとして、色々な面で軍からの便宜を得た。

製造の規模は、例えば昭和十八年度の計画から推測できる。それによると、四月末現在で保有している馬は三百七頭であり、この年度中に更に必要とされる馬は千二百二十六頭となっている。ジフテリア毒素に五百八十三頭、破傷風に四百二頭、ガス壊疽に三百五十八頭、その他十三種類に免疫が予定された。所内で飼育しきれない馬は埼玉県などの農家に委

託した。なお朝鮮仁川府京町四丁目仁川出張所があり痘苗製造にたずさわっていた。昭和十九年になって空襲が激しくなると、空襲時の製造を確保するため、文部、厚生、陸軍、海軍省と協議のうえ福島市に出張所を作り、昭和二十年一月下旬から馬の免疫を始めたが軌道に乗るまでには至らなかった。

我が国における抗生物質研究の開始は、昭和十九年二月一日に陸軍軍医学校によって招集されたペニシリン委員会の発足とすることができよう。朝日新聞が「肺炎も二日でケロリ」と報道してから数日後のことである。田宮猛雄所長、細谷教授、梅沢浜夫助教授（はじめは東大医学部細菌学教室、昭和十九年六月より伝研助教授）は最初からこの委員会のメンバーであり、昭和十九年十月頃にペニシリンが製造可能になってからは、伝研の細谷、梅沢研究室は殆どペニシリン製造研究室のような状態になった。<sup>(12)</sup>しかしこれは新しい時代を告げるものではあってもまだ揺籃期にあり、従来伝研が製造してきた細菌学的製剤と比べられる規模のものではなかった。

### 三、終戦直後

連合国最高司令官総司令部GHQの中で、衛生、医療、医学を担当したのが公衆衛生福祉局PHW (Public Health and Welfare Section)である。局長はサムス (Crawford F. Sams) 大佐 (のちに準将) であった。サムスはカリフォルニア大学などで医学を学んだあと、軍医として第二次大戦に参加した。中近東、アフリカ、イタリアと転戦したのちワシントンに帰り、陸軍省民事局のスタッフとして、対日政策の公衆衛生、福祉、難民対策などについての政策立案を担当した。<sup>(13)</sup>PHWの原型となる医務班をワシントンで組織してマニラに向い、マッカーサーの配下に入った。昭和二十年(一九四五)八月十五日終戦、九月二日降伏文書が調印された。サムスはMedicと名づけて、少年期から平和条約予備交渉の成立までを七百三十四頁にタイプしており、そのうち約四百頁を日本占領にあてている。<sup>(14)</sup>

終戦直後の日本は住居、衣服、給水、汚物処理、栄養、医薬品など、どの点から見ても最悪の衛生状態であった。これ

に加えて食糧の買出し、疎開先または外地からの引揚げ、また朝鮮への帰国などがあり、人の動きが激しかった。サムスによれば日本は巨大な蟻塚のようだったという<sup>(14)</sup>。まさに伝染病の流行は必至であった。

昭和二十年九月二十二日 P H W は公衆衛生対策に関する覚書 [No. AG710MG (SCAPIN 48)] (SCAPIN: Supreme Commander Allied Power Instructions) を日本政府にわたした。この覚書は公衆衛生面のみに限られた最初のもので、直ちに着手すべき事項を指令した。このなかで「公衆衛生関係、臨床診断関係及血清、ワクチン製造関係ノ軍以外研究所ノ業務ヲ再開シ又ハ継続ス」ることを命じた。その後も伝染病に関していくつもの覚書が出された。<sup>(15・16)</sup>

昭和二十年末から発疹チフス、天然痘、ジフテリアが流行し、二十一年になって浦賀にコレラが発生、引続き福島、青森、九州及中国方面に続発するようになった。又赤痢、腸チフスの流行も各地に起った。伝研ではこれらの防疫対策について厚生省、P H W と緊密な連絡をとり痘苗、血清、ワクチンの製造に全力をあげて努力した。

二〜三月中の痘苗生産割当は伝研が千六百七十万分 (伝研では借入牛一頭より一人分、購入牛一頭より三万人分を見込んでいた)、北研が百二十七万人分、阪大微研が三百五十四万人分、熊本化学及血清療法研究所が二百六十二万人分であった。つまり伝研割当は全国の六十九パーセントである。この重責をはたすため、伝研がいかに悪戦苦闘したかについては多ヶ谷の記録がある。<sup>(17)</sup> なおジフテリア血清割当は全国の八十五パーセントであった。製造用に必要な牛馬は農林省畜産局、県畜産課、厚生省を通じて斡旋されたが、極端に不足だった。また、軍馬の払下げが無くなったことが、馬の入手をさらに困難にした。

ペストは幸い国内に進入しなかったが北支、北鮮に患者発生の情報があり、伝研はこのワクチンを製造できる我が国唯一の製造施設であったので、その製造に着手し、在庫量を増加させて万々に備えた。

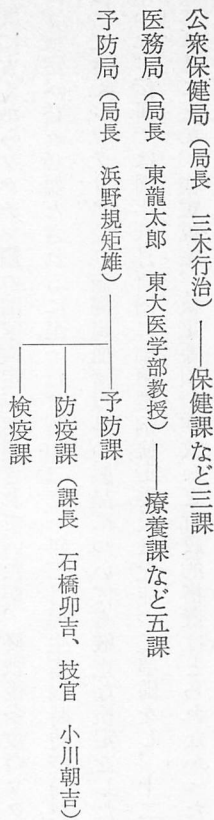
この当時民間の製造にも多くの困難がつきまとった。民間有志二十四社では、厚生省のすすめにより「痘苗、血清及びワクチン類等生物学的製剤(⊕)戦後細菌学的製剤よりもこの言葉の方がよく用いられるようになった)の品質の改善を期し優良な



る製剤の普及発達を図り、以って公衆衛生に寄与することを目的」として、社団法人細菌製剤協会を昭和二十一年十月に設立し、高野六郎北研理事が初代理事長に就任した。<sup>(18)</sup>

この頃、衛生行政機構に關しても改革が行なわれた。昭和二十一年五月十一日、PHWは「厚生行政機構の再組織に關する覚書」を出し、厚生省に衛生、医務、予防、及び社会の四局、各府県に衛生部及び民生部をおくことを指令した。これに基づいて政府は同年十一月厚生省官制の改正を行ない、従来の衛生局にかえて、公衆保健、医務、予防のいわゆる衛生三局を設置するとともに、これらの責任者には衛生技術官(医学部出身者)<sup>(19)</sup>をあてた。

当時の厚生省のなかで本稿に關係のある機構は次のようになっていた。<sup>(19)</sup>  
 大臣官房〔この中に渉外連絡事務室があり二十三年五月以降は渉外課となる。齋田晃参事官(課長)がサムスとの連絡に主にあたった〕



厚生省にあつて終戦直後の悪疫流行に緊急対策の采配をふるい、また中央及び地方を通じての行政機構の改革について、サムスと折衝した責任者が勝侯稔である。サムスは最初勝侯を厚生省のよくないボスと思つており、勝侯とは会おうとしなかつた。しかし勝侯と接触するようになって次第に彼を信頼するようになっていった。勝侯は衛生三局長の人事を決めた後、昭和二十一年十一月退官し結核予防会の理事長となつたが、その後もサムスの信任は変らなかつた。<sup>(15)</sup>サムスは「私の同志」という題で「勝侯氏と私は、将来の日本国民のために共通した夢を持っていた。その夢を実現するために

は、具体的な事業計画の裏付けも考えていたが、それを実施するためには、有効強力な組織をまず確立しなければならぬことを知っていた。このために、われわれは協力して全国的な衛生福祉行政の組織作りに努力したのである。」と偲んでいる。<sup>(20)</sup>

#### 四、予防衛生研究所の創設

既に古くからワクチン類の国家検定が要望されていたが、終戦後多数のワクチン製造所が民間に設立されるに及んで、国家検定が益々必要とされるに至った。昭和二十一年三月厚生省臨時防疫局長から伝研に対して、それまで国家検定を行ってきたジフテリア及び破傷風血清以外の製品についても厳重な検定をしたいので、その準備をしてほしいとの依頼があった。伝研では同年八月所内に細菌製剤検定委員会を作って準備をし、十二月から検定を始めた。これは厚生省との諒解によることで、検定規定、検定要項の作成など行政的措施はとられなかった。当初は不合格品が多く、例えば腸チフスパラチフス菌混合ワクチンでは三分の一近くが不合格であった。<sup>(21)</sup>

伝研へは戦後非常に早い時期から、米国の研究者や行政関係者の出入があった。昭和二十年秋からは、米軍発疹チフス研究団の人々が伝研内の二部屋を使用して研究したし(伝研では後に彼等から発疹チフスワクチンの製造に協力を得た)、昭和二十一年夏にはサムスの命令によって岡山県におけるセービン(A. B. Sabin)の日本脳炎ワクチンの野外実験に協力した。P. H. W. のモルトン(S. E. Moulton)少佐も日本脳炎予防について北岡正見助教授の意見をきくために昭和二十年十一月頃からたびたび伝研に来るようになっていた。

当時最も占領軍と接触の多かった北岡助教授の回顧によると、ある日モルトンは田宮所長と公式に面会し、伝研が生物学的製剤を作り自ら検定して売っているのはよくないというサムスの意見を伝えた。その後P. H. W. でモルトンを中心として伝研から検定部門を分離することが討議されたが、その必要はないということで一旦は結論が出された。<sup>(22)</sup>

一方ある厚生省関係者によると、モルトンが公式に田宮所長にサムスの意見を伝達するとは考えられないという。彼の立場にはなかった。ワクチン製造体制とか検定問題とか本格的な組織問題をとりあげたのはヴォーク大尉 (H. Volk) であり、彼が初めて伝研における製造と検定の両手使いを問題にした。<sup>(23)</sup>

サムスは衛生行政に直結する国立の研究機関を設立すべく、トーマス (L. G. Thomas) 中佐 (予防医学課長) とヴォーク (研究所担当官) に命じて調査を行ない、その一方で厚生省の浜野局長、小川技官などを通じて、わが国の意向をただした。柳沢資料によると昭和二十一年十二月二十八日、厚生省は細菌学的製剤中央機関設立に關し具体的方策を樹立したとされているが、その内容はわからない。伝研資料では同じ日付で次のような「覚書」が出されたことになっている。

記録に対する覚書 一九四六、十二、二八

#### 題目 細菌製剤検定研究所の設立

細菌製剤検定の新独立研究所の設立にあたり次の四つの案がある。

一、伝研は直にワクチン及血清の製造を中止し検定及研究を実施する、然し細菌製剤にして他の研究所の製造不可能なる製剤の製造は之を継続する。

二、伝研を二つの独立研究所に分ける。

(A) 従来通り研究及製造を行ふ。

(B) 検定及研究を行ふ、これは厚生省の管下に属する。

三、新検定研究所は公衆衛生院内に設ける。

四、新研究所は独立して厚生省管下に設けられる。

例えば、前陸軍軍医学校を用ふ。

年末のある夕方、田宮所長は事務長室に所員を集めて相談した。<sup>(25・26・27)</sup> 昭和二十二年一月四日 P H W は検定機構に關し独立し

た検定研究所、細菌製剤監督部を厚生省に設けるよう「(記録に対する)覚書」を出した。

正月休みが明けて、浜野、東両局長が伝研に來たが、伝研は従来通りということで提案のすべてを断つた。<sup>(27)</sup>

厚生省では一月十八日浜野局長をはじめとして局長三名、課長八名、その他五名が會議し厚生省案をかためた。その内容は厚生省に中央検定機関が必要であり、最も理想的なのは伝研をそのまま厚生大臣の管理下におくことであつて、第二案は別個の研究所の設立で公衆衛生院の改組も考慮、第三案が伝研から検定関係の施設及び人員を分離し厚生大臣に隸属する研究所とする、そして第一及び第三案の場合には伝研は他の研究所で生産可能な製品の製造を中止するというものであつた。

これに対し伝研は次のように主張した。伝研は伝染病に関する研究機関であり、学理及び其の応用の研究を掌ることを第一目的とするものであつて、官制に記されているその他の業務はこの第一目的に沿つて実施してきた。製造に関しては民間業者で優良な製品が十分に作れるようになれば、品目、數量を整理し第一目的に沿う製造のみを繼續する。即ち研究目的に必要な製造は止めることはできない。検定業務については従前通り実施しうるし、又業務が拡大されても之を担当することができる。もしも關係方面の強力な意向によつて、厚生省に検定機関をつくるのならば出来る限り協力する。そして従來行なつてゐる検定については、その実施状況、業務功績並びに將來の業務効果等について国家的に充分検討すべきであると主張した。

つまり移管反対であり、まだ民間で優秀な製品が充分にできないから現状では製造を続行するというわけである。しかし製造ができなくなれば予算上打撃を受けるので、それを恐れていた。厚生省側では伝研の製造が民間業者への圧迫になるので製造停止を企てており、それが伝研の抵抗のもとであることを知つていた。<sup>(15)</sup>

厚生省側の裏話に次のようながある。『サムスの考え方というのは、非常に純心的な考え方、これは当然厚生省がもつべきじゃないか。「新しくつくするには金がありません」と言つたら、「あれを取つてしまえばいいじゃないか、移管すれ

「ばいじゃないか」ということで「司令部のサムスが『移管せよ』と書いていますよ」といって文部省へ伝えたところが、文部省はびっくりしてしまって、自分のほうのお相手の、教育科学のなんとか(④民間情報教育局CIEである)というところへ泣き込んだところが、向こうはとてもサムスに太刀打ちできないものだから、「わしら知らないぞ」と逃げちゃった<sup>(15)</sup>。

日本人同志の内交渉はまとまらず、これ以上話し合いを続けられれば感情だけがたかぶって、まとまるものもまとまらなくなってしまうことを感知したサムスは二月五日、伝研から田宮所長と小島三郎教授、厚生省から東及び浜野局長、小川技官とを招いて、細菌学的製剤検定機関設立に関する打合せ会議を行った。トーマス、ヴォークも同席した。五頁にわたる柳沢資料から抄録すると、その時の主なやりとりは次のようである。<sup>(24)</sup>

サムス 伝研の歴史は承知している。過日伝研は研究費を得る目的で細菌製剤を製造していると聞いたが、当時はそれはよいことと思つた。その後、司令部はペニシリン、細菌製剤等の標準を定め、これに合致するか否かを政府機関で検討することが必要と考えた。それと同時に行政面においても機構を作る必要がある。これについては既にヴォーク博士が努力して、新たに課を設置することになった。いまここに問題になるのは国立研究所を何時、何処に設置するかである。第一案は伝研をこれに利用することである。伝研は本来その目的で作られたのではないか。別に国立研究所を厚生省に作り、政府と司令部でこれを育成した場合、伝研は今日の権威を失うことになる。自分のところには他の大学から色々と不平が来ている。自分で製造をしながら他の製造したものを検定するのはおかしいということで、この批判は正しいと思う。自分個人としては伝研が国立研究所になることを希望する。そうなれば細菌製剤の生産をしなくてもよいように厚生省で予算を考える。以上の諸点について各位の御意見を伺いたい。

田宮 検定は公平にやってきた。製造について誤解があるようであるが、伝研は財源のためではなく厚生省や地方団体の要求によって製造しているのである。もともと伝研の使命は研究をなすことにあるので、今後も政治的な影響を受

けずでありたい。今後は製造を縮小し研究に重点をおきたい。検定も大学に属しておればこそ人材を集めうるのであり、スタッフは大学に残りたい希望である。検定については協力する。検定だけのために厚生省に移管する必要は自分には理解できない。

浜野 日本の衛生行政が三衛生技術局長の下に効果的に行なわれるためには、よい研究所を持つ必要がある。また将来地方職員の疑問を解決してやるのにも中央に有力な研究機関が必要である。ヴォーク博士から昨年末に中央検定研究所設立の話が出たときに、厚生省に検定機関を作るならば、権威あるだけでなく、同時に立派な研究機関であることが必要だと考えた。厚生省の衛生関係の全局、課長の意見を聞いたところ、結局伝研をこれにあてるのが最善だと結論に達した。現在の日本で研究も十分できるような施設を新たに作るには一億円位かかり財政的に困難である。

サムス 田宮博士の主張はよくわかるが、現状の公衆衛生対策のためにも、将来の一般公衆の福祉のためにも、厚生省の所管にすること以外の方法はとり得ない。政治的に動かされてはならないし、厚生省の人が政争の具に供さないことが必要である。移管手続きを進めていただきたい。

田宮 移管でなく協力でやっていくことをお考え願えないか。行政官庁に属した研究機関でうまくいったものはない。伝研は大学にあったから他の学部との連絡もよく、それでよく研究ができたのである。

サムス 単に東大のみならず全国的に学究上の援助を受けてやっていくよう希望する。また研究の自由を認め身分も保証するようにしたい。

田宮 これを最後とせず、また説明を申し上げるから考え直していただきたい。

サムス 説明でなく自分の意を変更するに足る材料があったときには考慮しよう。

伝研資料では、この時に米国のナンヨナルインスチテュート・オブ・ヘルスのようなものを作る話だったとある。

このようにして伝研は厚生省に移管される瀬戸際に立った。同日サムス案を伝研所員一同に伝えた時の所長はかなり弱

気になっていた。一同は大いに驚き、かつて伝研が内務省から文部省へ移管されたことに対する報復だとさえ思つたらしいが、幸いサムス案は絶対命令（ディレクティブ）ではなかつた。<sup>(26)</sup>

伝研と厚生省は検定促進に関してヴォークと数次にわたり会談をした。田宮所長はヴォークと激しく口論し、PHWの圧力に苦しんだ。<sup>(22)</sup>二月十七日夜五時より、田宮所長自宅にてPHWとの会談が予定された（あつた）。この時前日の降雪のため停電となり、修理のため電柱に登つた伝研囑託が墜落死するという痛ましい事故が起つた。

この時点までをみると、伝研は将来製造を縮小することについては納得してゐた。すでに戦時中に伝研では、製造があまりにも肥大化して研究を圧迫することについての不満もあつた。<sup>(27)</sup>問題は厚生省への移管であつた。

二月二十五日の東大評議会において伝研の厚生省移管問題が初めて議題となり、田宮所長から報告、南原繁総長から東大の態度について説明があつた。

伝研を全面的に厚生省に移管することは伝研側によつてうけいられず、厚生省、伝研から各六名ずつの交渉委員を選出して良案を作り、PHWの了解を求めることにし二月二十六日から数回の会合を伝研会議室で開いて協議した。この会談は両者の対立が激しく、一步も譲るところがなかつた。厚生省側はサムスの意向を後楯にしているだけに強硬であつた。

川喜田愛郎教授や長野泰一助教授は主任会議の了承を得たうえで、移管反対という主任会議の意向を南原総長に直訴に出かけた。<sup>(27)</sup>一方東大医学部教授会でも伝研問題の真相を聞きたいとの事であり、伝研側でも応援を求める気持があつた。小島教授を先頭に長谷川教授らが数名出席した。議論沸騰したが、最も強硬に伝研側を応援したのは精神科の内村祐之教授だつた。しかし、医学部教授会から伝研が期待してゐたほどの同情は得られなかつた。一つの理由は戦時中における伝研の行状（軍部に近かつたため研究費や資材が多かつたことである）に対する反感であつて、伝研などはどうでもよいという態度をはつきりみせる人もいた。東教授（厚生省兼任）は「みなさんも予研に行つた方が得ですよ」と発言し、伝研側出席者の心情をひどく傷つけた。<sup>(27・28)</sup>

伝研首脳部の苦悩は一般職員にも伝わり、落着いて仕事をする雰囲気ではなくなった。二月二十八日夕刻各研究部から助手クラスの若手が集まり（ここ以降若手の活動については27・29・30による）。伝研の総意をまとめるための大会の準備をした。この会議では、主任会議に無断で出席した長野助教が主任会議の意向を説明した。夜七時になって長谷川秀治教授があらわれ、事態が悪化しつつあることを述べ、更にヨーロッパにおける占領軍に対する抵抗の例をいくつか話した後で、「我々第一線は今壊滅に瀕している。諸君はその屍を越えて進むべきである」と激励（アジツ）した。長谷川教授は国民服のポケットに辞表を入れていたという。<sup>(28・29)</sup>

三月三日午後一時半から若手の五十名が医局に集って討論会を開いた。会を有志会と命名し、研究に従事している人、技官、嘱託で構成することにした。この日次の二つの案

一、基礎研究機関と実際の機関の二本立てとする

二、両者を含む総合研究所を設立、伝研はこれに移管する

について討論したが決着がつかず、翌四日も同じことで、結局次の集会により採決する以外の方法がないということになった。

三月五日午後一時半より武田徳晴、美甘義夫両教授の出席のもとに開会し、会名を有志会から研究員会とすることに決めた。討論に入ったが前日の繰返しになったので投票によって第一案を採択した。時に六時三十分だった。さらに、この決議を全職員にはかり、伝研の一致した意見として実際のな行動を起こすことも決められた。

一週間にわたる若手有志からなる研究員会の活動は伝研上層部による禁止あるいは切崩しを全くうけなかった。それどころか、かえってこの活動を鼓舞するような動きさえあった。

六日十二時に「研究員会の決議を小島教授を通じて至急主任会議に提出してほしい」という主任会議の意向が伝えられ次のような決議文が作られた。



## 決議

一 第一案 基礎的研究機関トシテノ伝研ノ存在及ビ實際的研究機関トシテノ国立研究所ノ存在ノ必要ヲ認め、国立研究所ノ建物トシテ現在ノ厚生省ノ建物ヲ用ヒ、人的物的ニハ現在ノ伝研ガ之ヲ援助スル。

第二案 綜合国立研究所ノ段階トシテ伝研ヲ全面的ニ移管シ公衆衛生院ト合同スル。

右ノ二案ニツキ討論ノ結果次ノ如ク決定シタ

二 決議 多数決ニテ第一案ニ決議ス

決議投票ノ内容

総数

一一七票

第一案賛成

七二票

第二案賛成

二五票

棄権

四票

欠席

一六票

三 第一案ノ補足的説明

日本ノ医学ガ更生スルタメニ、一方ニ於テ深遠ナル学理ヲ探究スル研究所ト他方ニ於テ国民衛生ヲ主トスル研究所トヲ両立サセル事ガ望マシイ。之ガ達成ノ為ニハ何レカ一方ヲ犠牲ニスル事ハデキナイ。

以上ノ趣旨ニ從ツテ処理シテ行ク事ガ現在ノ問題ヲ解決スル上ニ於イテ最モ適當デアルト信ズル。此ノ決議案ニ基イテ我々ハソノ実現に向ツテ一致シテ邁進スル決意デアル。

昭和二十二年三月五日

伝研研究員会

四時から開かれた主任会議（田宮所長は当日留守）には研究員会の代表が出席して議決の次第を説明し、小島教授から「主任会議としてもGHQに対して建白書を出すつもりであるが、これとは別個に職員が決議したものを外部に自由に働きかけることを是非やってほしい」と希望が述べられた。

七日には研究員会以外の職員をも含めた票決が集められた。総数三百五十六票中、第一案賛成二百九十三票、第二案九票で圧倒的多数が第一案を支持した。

八日決議文に推敲を加えた上で研究員会は行動をおこした。

玄関及び伝研・厚生省の交渉委員会が開かれる会議室の扉などに撤文や「移管絶対反対」のビラが貼られた。研究員会が声明書を発表するということを聞きつけて毎日及び読売新聞、共同通信の記者が来所、朝日新聞、放送局には研究員会から連絡をとった。ラジオは午後九時のニュースで伝研従業員の決議を伝えた。

三名は厚生省に出かけて局長に決議文を渡した。

五名の研究員は本郷に出かけ田宮所長の諒解をとったあと南原総長と会談をした。総長は決議文の内容が自分の意見と同じであることを述べた上で、「PHWという所は中々積極的に仕事をやる所だし、それだけに日本の現状にそぐわないことを往々やって問題を起し勝ちな所だ。とに角これは *alles oder nichts* で行けば必ず何もかも失ってしまう。自分は大学に研究所は絶対に必要と考える。しかし検定や大規模の製造は大学にとっては本来邪道だ。また病院も今のようでは全く意味がない。伝染病患者だけを收容して行く本来の姿に帰らなければ駄目だ。君等が伝研に手を触れさせたくないと言うなら自分で具体案を作って実際に使える場所を探してやる必要がある。とに角自分としては外に方法がなければ伝研に仲よく二つの看板を上げさせたいと思う。我々はGHQの意向がどうあるかと、主張すべきことはあく迄主張して良いと思う。ただディレクティブが出たら黙る。これはポツダム宣言だから敗戦国として仕方がない。それから後はぐずぐず言うような事は止めて欲しい。要するにセルフイッシュな考えをすてて男らしく行動したまえ」という様なことを話し

た。南原のいうセルフイッシュということは、東大教授、助教としての地位のことか、研究費のことかわからない。

公衆衛生院を使用したらという伝研若手の具体案に対して総長は、それは見込みがないだろうと意見を述べた。翌朝総長より公衆衛生院はまだ見込みがあるとの伝言が伝えられた。

研究員会はサムス及び厚生省などに対して建白書を作り三月十三日に提出した。<sup>(29)</sup>柳沢資料に三月十三日に厚生省に出された次のような建白書がのっており、全伝研所員会から出されたものではないので研究員会のものか、あるいは主任会議から同じ日に出されたものであろう。主任会議では研究員会と建白書の内容を一致させるように話がつけてあった。

「われ等は、日本が文化国家として更生するに際し、一方には純学術的見地に立って深遠な研究に没頭する研究所と、他方には国民の福祉に直接寄与する實際的使命を担う研究所と二つ並んで活躍することが切望される。一方を育てる為に他方を犠牲にすべき筋合いのものではないとの相互に諒解した二原則の線に沿って、厚生省側と七次にわたる交渉を続け、その間、わが方は誠心、専門的立場より要請されるあらゆる援助の具体案を呈示し来ったにも拘らず、交渉は少しも進捗せず、遂に厚生省側は仮面を脱いで、当初より伝研を全面的に移管する意図なりしことを表明し、東大の研究所は数年計画にて別の構成を以て設立すべきことを要求するに至った。

即ち、厚生省はロックフェラー財団が高邁なる文化的情熱により寄贈され、研究設備も完備せる公衆衛生院を、未だに厚生省の事務室として使用するの挙を敢えて顧みない許りでなく、更に多年大学の雰囲気の下に、その輝かしい業績によって世界の学界に貢献し、自由にして闊達、門戸を一般に開放して学者の養成、助長に努め、本来副次的に行つて来たワクチン血清の製品部面に於いても、戦時中は申すに及ばず、戦後の混乱時に際し、他の製造所が殆んど機能を停止した時にも本来の研究を一時犠牲にして、多年の純学術的蘊奥を傾倒して、随処に創意を發揮し需要の大事を充して防疫上の危機を切り抜けて来った本邦随金の医学研究機関たるわれらの伝研を大学より奪い去って、われらの副とせし業務を本務

に転ぜしむるのみならず、われらの念願する文化活動を窒息せしめんとする意図を明らかにするに至った。われらはかゝる暴挙に対し、重ねて厚生省の必要とする検定研究所は現在厚生省が事務室に使用せる公衆衛生院の建物の一〇〇%の面積を割くことで充分であり、これが完全な機能を發揮する迄には、わが伝研の研究室の一部を一時充当せしめる用意があり、現になしつゝあることを明らかにし、一度厚生省の願使に甘んぜんか、大学の自治、学の自由はこの一角より崩壊するのは火を見るより明らかでありここに大学一致の輿論に支えられ、わが民族の理想である文化の護持発展、云いかえれば人類の福祉、文化進運の源流をなす純正學術的研究の擁護の為に断乎として民論に訴え、厚生省の猛省を促すものである。」

南原総長はサマスの言い分も通さなければならぬと判断し、譲歩できる限度を伝研の主任會議に問うた。半分までという返答を得た上で、三月十四日サマスを訪れ伝研問題に基本的な決着をつけた。伝研から厚生省へ決議文が渡された翌日である。この時南原総長は英語の達者な中年の婦人をつれてサマスに面会したが、結局通訳の婦人を使わなかった。厚生省側ではサマスの命令で齋田連絡参事官だけが陪席したが黙って聞いているだけだった。<sup>(15)</sup> 南原総長は次のように記している。<sup>(31)</sup>

「事件はすこぶる紛糾をきわめ、裏面にはさまざまの工作運動もあつたようであります。何よりもサマス大佐以下P H W係官の態度強硬で、さすがの田宮所長も最後の腹をきめ、一夕、わたくしの宅を来訪されました。わたくしは博士を励まし、なおわたくし自身が最後の折衝を試みることにし、数日後にたしか郵船ビルに於つたP H Wに出かけ、サマス大佐と私と会談したのであります。

わたくしの提案ならびにその理由は、ほぼ次の諸点でありました。(一)わが国の重要問題である国民衛生状態改善のために、全国的な国立予防研究所の新設されることを歓迎し、大学はこれに協力援助する用意があること。同時に、それほどわが国にとって重要な問題について、日本の大学、ことに東大において學術的な研究をおこなうことは、まさに大学の使命と機能であることを、司令部は了解せられること。(二)要は學術理論の研究と實際の応用と相まち、互いに協力しては

じめて所期の目的が達成し得られること。そのために、東大はこれまで施行してきた大量的な製薬事業を廃し、ことに薬剤の検査を止めて新しい予防研究所においておこなうこととし、大学本来の機能として学術研究と薬剤の試作にとどめること。(三)新たに予防研究所を設立するにしても、建物、設備はもとより、ことに有能な研究員を直ちに得られない事情を考慮して、東大は進んでその研究の所員ならびに建物、設備の約半分を新研究所の使用に役立てること。(四)右は暫定措置で、国立予防研究所が出来るかぎり早い期間内に他に新しい場所を求めて移転し、東大伝研は現状に回復されるべきこと(田宮所長は以上の事を予め了解していたことはいうまでもない)。大佐はこの提案に賛成し、ここに問題解決の根本方針が決定せられたのであります。これが当時関係者の間にナンバラ・サマス会談と称せられ、また伝研と予研とが分かつべき人員および施設の標準を about 50-65 として伝えられたものであります。」

サマスは衛生行政の強化が一大学の研究に先行すると割切った結論を持っていたが伝研の歴史も承知しており、何らかの反論か妥協案が出てくるだろうと予期していたようである。サマスは自分の意図するところがわかってもらえてありがたいとし、アバウトハーフで結構、細かいことは伝研と厚生省との両者で円満に話し合うようとりはからった。<sup>(23)</sup>

伝研は南原・サマスの決定に従い、なんの混乱もおこさなかった。

厚生省は研究所管理制度設立計画をサマスに提出した。事前に検討済みだったサマスは四月十七日直ちに承認の通報を出した。<sup>(32)</sup>

研究所管理制度設立に関する一千九百四十七年四月十七日附

PHMJG-17 につき一般的適用に関する通報

一、表記覚書に関し、関係各機関に対する通報として次のことを発表する。

二、表記覚書は日本政府において次の計画を実施することに何らの異議はない。

イ、この制度の行政上の諸業務に従事するため、予防局に検定(研究)課を設ける。

ロ、厚生大臣の監督の下に左の業務を行うため熟練した科学者を配置した国立（予防衛生）研究所を新設する。

(一) 伝染病その他特定の疾病の病原ならびに予防、治療方法の研究

(二) 生物学的製剤ならびに抗菌性物質の高級なる検定

(三) 鋭敏であつて不安定な診断用血清ならびに試薬の製造、検定及び配給

(四) ペストワクチン、狂犬病ワクチンのように稀に使用せられるもので技術上製造困難なもの製造ならびに配給

(五) 各種ワクチンならびに血清の試験（実験的の意的製造及び配給）

ハ、この国立研究所には将来次の各種の国立研究所をその構成分子として包含せしめるよう計画を樹立する。

(一) 国立癌研究所 (二) 国立結核研究所 (三) 国立循環系病研究所

ニ、生物学的製剤製造所ならびに将来すべての臨床的診断をする検査所の監視をなすため中央ならびに地方の監視員制度を設置する。

監視員の任務は正式の（最低）基準が遵奉せられるよう監視するばかりでなく援助ならびに指示をも与える。

ホ、予防、治療ならびに臨床診断に使用するすべての種類の生物学的製剤につき、基準（最低規格）を定める。

ヘ、前記の計画を実現するため、東京帝国大学伝染病研究所に属する場所（建物を指す）設備ならびに人員を利用するよう手配する。

ト、この計画を遂行するため充分な資金を配し、かつ前記の施設をなすため必要な権限を与える。

三、戦前においては生物学的製剤製造所ならびに臨床診断検査所の管理は不適當であつたし、又戦時中は更に悪化していたため本計画は日本民衆の公衆衛生ならびに福祉を保護するため、すみやかに着手しかつ前記の線に沿ひ実施する。

この通報によつて、括弧つきではあるが初めて（予防衛生）研究所の名称があらわれた。当初は検定問題から出発した

のであったが、この段階になって米國 NIH (National Institutes of Health) のように複数の研究所が予研に含まれるという構想ははっきりと打出された(なお予研と同時に厚生省に検定課が置かれ小川技官が課長となった)。

四月十八日田宮所長は南原総長あて官制改正に関する書類を提出し、厚生省に直結した研究所を設置することは「サラス大佐の意向」に依るものと説明した。東大では四月二十六日までに伝研官制の改正案を調整し、五月五日総長から文部大臣へ上申した。しかしこの上申書では「総長とサラスの会談の結果」となっている。<sup>(33)</sup>この変更が何故なされたか明らかでないが戦後のGHQ検閲では「連合軍總司令部の指示」とか「マ司令部よりの」はすべて削除させられた。<sup>(34)</sup>

四月二十五日浜野局長(東局長も同席したらしい)は北研副所長の小林六造慶応大学教授(大正二年京大医卒)、伝研の小島教授を厚生省に招いて新研究所の人事、運営についての考えを示した。所長は小林教授、副所長は小島教授で、その他の人事は所長、副所長に一任、投票に依る人事の推薦は認めない。創設準備委員会の如きは考慮していないが必要がある場合は田宮、小島、長谷川、細谷、矢追の伝研教授を招待する。伝研との兼任は原則として認めない。大学の講義は別である。さらに小林教授が所長に選ばれた理由としてサラス、ヴォークが北研に行った時話題になり、谷口(谷口映二だろう、伝研出身、昭和十八〜三十年阪大微生物所長)、今村(今村荒男だろう、伝研出身、阪大微生物所長、阪大総長を歴任)両氏からの推薦もあって、サラスが尊敬に値する人として小林氏を選んだと説明した。また田宮所長は規模が小さければ所長は小島教授でよいという意見だと東局長が紹介したらしい。病院や厩舎は是非国研(当時伝研では国立研究所の意味でこう言っていた)に必要である。共同使用がうまくいかぬ時は国研は他に行くが、その時は伝研は管理が困難となるうということも話になった。

浜野局長はかつて小林教授のところ<sup>(35)</sup>で細菌学を学んだことがあった。そして奇しくも、小林は北里辞職を誘発し伝研移管を画策したといわれる江木翼の親戚であった。<sup>(36)</sup>

小島教授は小林所長、副所長の問題はミニストーリーから出て司令部から出たのではないし、さらに主任会議や研究員

会の意向と相当のひらきがあるから国研副所長を引受けてはいけないと考えたが、結局五月一日の主任会議で国研副所長就任を引受けたと挨拶した。

所員クラスの人事は重苦しい問題であったが最終的には極めて明快に行われた。五月八日常例主任会議において種々検討し、長野助教授から出された「所長の責任を棄にする意味で誰が何処に行くか親展投票をなし、それを所長の胸ひとつに納める」という案が入れられた。この投票はそれぞれ私情を抜きにして、自他ともに誰がどちらに適するかについて投票した結果、見事に伝研と予研とにふたつに分れ、一切のごたごたが起らなかった。この結果、小島副所長を別にして、予研に行くことになったのが、矢追秀武、中村敬三、遠山祐三の三教授と石井信太郎、北岡正見、梅沢浜夫の三助教授、伝研に残る事になったのが長谷川秀治、細谷省吾、武田徳晴、美甘義夫の四教授と川喜田愛郎、長野泰一、進藤宙二の三助教授であった。三田村篤志郎教授は退職し栗本珍彦助教授は岐阜県へ転出した。若手の研究者は研究会で話しあつて各自の自由意志で方針を決めればよかったが多くは指導者の去就に従つた。

五月十七日伊藤厚生次官、有光文部次官は新研究所設立に当り打合せの結果、両研究所が共に発展しなければならないこと、製剤事業は民間製品の少いものについては暫定的に伝研にて行なう、病院はベッドを減じた現在（予研の研究室をつくるため病床を百三十から七十五に減らした）更に二分するのは困難なので現場で双方協議の上たがいを利用することなどを申し合わせた。

五月二十日、サムスは新聞記者と会見し次のように語つた。「この研究所は不健康な国民は他国民の健康に対する脅威となるという主旨から国連が世界保健機構を設けたのと同じ趣旨で厚生省の管轄下に設立されたもので、学閥などにとらわれることなくあらゆる有能の士を集めている。機能は三つに大別され第一にワクチンや血清の最低基準を決めること、第二に結核、癌、発疹チフス、流行性脳炎、エキリ、その他の疫病の総合研究計画をたてること、第三は日本の医学界に外国の新しい研究の結果を伝え、また新しい研究成果が日本で得られたときにはこれを諸外国に伝えるという情報機関の



機能(21.37)を果す」。

このようにして、昭和二十一年暮の覚書の発行以後半年もたたない間に一つの国立研究所が発足することになった。

#### 五、予研拡張と伝研移転問題

昭和二十二年(一九四七)五月二十一日、政令第五十八号により予防衛生研究所が設立された。予研の官制は次のようになっている。

第一条 予防衛生研究所は厚生大臣の管理に属し伝染病その他の特定疾病に関し左の事務を掌る。

- 一、病原の検索並びに予防治療方法の研究及び講習に関する事項
- 二、予防治療及診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒材料等の検査、検定及び試験的製造に関する事項
- 三、ベストワクチンその他使用せられることが稀でその製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造に関する事項
- 四、その他予防衛生に関し必要な事項の調査研究に関する事項
- 五、予防衛生に関する試験研究の総合調整に関する事項

#### 第二条(略)、第三条(略)

その日伝研の玄関前広場に簡素ながら奇麗に飾られた式場が設けられ、サムス大佐以下PHW局員多数、文部大臣代理日高学校教育局長、南原東大総長、田宮伝研所長、厚生省側からは伊藤次官、東、浜野、三木の三局長ら、その他約五百名が参列し、午後一時より式典があげられた。この席上サムスは自分の祝辞に続いて、マッカーサー元帥が本研究所の設立に絶大な関心を寄せており、本日開所式にあたり特にメッセージを贈られ前途を祝福せられたと、これを読みあげた。<sup>(21.38)</sup>

予研発足時の職員は八十六名であった。伝研から予研へ移った教授、助教授の二階の研究室はそのまま予研のスペースとし、三階は病室を廃止してすべて予研が使用した(千五百三十七坪、そのほかに伝研と共用六百六十四坪)。伝研から予研へ

の人員の移管は一度に行われたのではなく、手続上二ヶ月遅れたものもあり、最終的には百三十四人の職員が予研へ移った。その内訳は次の通りである。

区 分	予 研	伝 研
一級教官	三	三
二級教官	四	一
二級事務官	〇	一
二級技官	二	三
三級事務官	五	五
三級技官	四〇	三〇
嘱 託	一三	二六
雇 員	三四	六九
備 人	三三	六五
計	一三四	二二三

予研は発足したものの、事務部の準備も出来ておらず、また予算も決定していなかったもので、当分の間伝研の援助なしでは検定を開始できない状態であった。これは国家防疫上一日もゆるがせに出来ないことなので、差当り必要なものを伝研が貸与することとし、更に、六月十一日には両所長が話し合いのうえ、協力方針を決めた。これには建物、施設の管理費用、物品貸与、その返還などが含まれている。伝研から予研へ渡された備品は顕微鏡ほか千二百五十九件三千九十点であり、台帳価格は約四十二万円であった。ちなみに予研の昭和二十二年度の予算は消耗品費六百二十三万円余、施設費五百九十八万円余、人件費五百八十二万円余、合計千八百四万円弱であった。

予研職員は急速に補充され翌年三月一日には三百六十七名となり、予算も大幅に増加した。この拡張によって予研は伝

研の半分の施設では間に合わなくなった。すでに昭和二十二年十月頃から予研の拡張案が出され始めていた。当時の案として、(一)駒沢に新設、(二)目黒駅と伝研との間にある自然教育園に新設、(三)駒場の元航空研究所を全部予研にする、(四)元航空研究所へ伝研が移転し、伝研の施設全部を予研にする、(五)伝研構内に施設を増築することが考えられた。サムスは第一案、小島副所長をはじめ予研所員は第二案を希望したが、両案とも財政上不可能であった。そのため第三案がよいということになり、トーマス中佐が予研幹部を元航研を見せに連れて行くなどしてPHWでも力を入れた。第四及第五案は昭和二十三年二月十二日の南原・サムス会談中に出されたものである。その会談の内容はおよそ次のようなものであった。<sup>(24)</sup>

南原 元航研の建物はその内部設備が賠償物資に指定され(可能性があったが結局指定を免れた)<sup>(39)</sup>目下連合軍の管理下であり、一部は東大が許可を得て使用中である。今後の計画が決まっているのでこの建物を予研に提供することはむずかしく、できれば他の場所を考えていただきたい。

サムス 元航研の設備、建物のすべては連合軍の接収下にあるので、この建物については貴下の好意を願うとか、指示を受けるとかいう筋合いではない。予研が第二年度に入って益々事業の拡充をせまられているので、これを使用することに内定した。

南原 伝研と予研の当事者同志は円満な関係にあって、双方現状に満足をしていると信じている。極めて率直に申し上げるならば厚生省の事務当事者が殊更に事を構えんとしておるようには感ぜられない。厚生省自身は予研の事業拡張に消極的であるようにみられる。

サムス 事業の拡張については我々にその意志があり実現を要求しているのである。伝研側から先頃契約書取交しを要求した(註昭和二十二年六月十一日のとりきめであろう)とのことだが、あのような内容の契約書はよろしくない。現状のままでは満足すべき状態ではないという結論に達したので、予研が元航研の建物へ移転するか或いは伝研に移転し

てもらつて、現在の伝研の建物全部を予研で使用するか、どちらかが適當であると考へたのである。

南原 厚生省は沢山の予算を持つているのだから、伝研構内に木造の建物を増築しては如何か。

サムス それは大変な間違いである。予算の少ないのに悩んでいる。文部省こそ沢山の予算を取つたのだから、必要とあれば建物を新築すればよいではないか。

南原 元航研の建物については学校教室用というだけでなく、司令部の承認を得て理工学研究所を設立し(㊦)官制は昭和二十一年三月二十九日に制定された)、現在あの建物を使用中である。

サムス 伝研が建物全部を予研に譲り、そのかわりに元航研の建物全部を、伝研、理工研その他に使用したいというのであれば、そのようにして結構である。但し、予研は国民全般の福祉に関与するものであり、それだけに一大学の附属研究所よりも優先権を与えられるべきである。過去において東大が指導権を握つていたことは知つてゐるが、今後はそのような事態は許されるべきではない。私にとっては東大は数多い大学の中の一つにすぎないのであつて、大学附属の研究は当然行なわれなければならないが、国民一般のための公共研究機関に先行すべきではない。

南原 日本においては研究機関を政府にのみゆだねる事は失敗に終わる可能性が強い。過去において内務省に衛生行政があつた時の歴史に徴しても明らかである。各大学附属の研究機関をも強化する必要がある。

サムス 相当長期にわたつての指導が必要であり、日本政府が自立しうるまで留まる計画である。

南原 大学としては研究所の機能が停止することがあれば手もがれたにも等しい。どうか大学の研究はお認め願ひたい。

サムス 大学に研究機関が必要なことはわかるし、奨励している。しかし予研の利害の方が優先する。

南原 この問題は国内問題として、日本人同志の話し合いにまかせてもらえないか。

サムス そう願つたのであるが、日本人同志の相談にまかせては結論が出ないので、やむを得ず我々が乗り出したわけ

である。

南原 ご趣旨は諒承したので、帰ってから文部、厚生、大学当事者間において相談したい。

伝研では二月十七日に臨時部長会が開かれた。予研拡張問題について大学に伝研が不必要だという意見が厚生省側にあるということが総長、科学局長より伝えられたと報告されている。この問題は、東大にとって極めて重大であったので、関係する教授会及びそれに続く評議会（三月九日）の議を経て、理工研及び伝研をこれ以上予研に移管することが出来な  
いという結論に達し、文部省の承認を得た。<sup>(24)</sup>

一方厚生省では、厚生大臣から大蔵大臣あてに米国第八軍の管理下にある旧航空研の建物を、PHWの示唆もあるので予研に使用させて欲しい旨の文書が出されたが、結局は伝研構内に僅かばかりの木造動物舎などの新築を見たにすぎず、また予研結核部は昭和二十四年五月、国立東京第二病院の一部を借用して移転した。<sup>(24)</sup>

昭和三十年三月予研は品川区上大崎の旧海軍大学の跡（古くは白金火薬庫跡と称し、陸軍衛生材料廠を経て、海軍大学校となり、敗戦後は濠軍のアパートとなっていた<sup>(40)</sup>）に事務部の全部と研究部及検定部の約三分の一を移転させた。昭和三十五年五月新研究庁舎が完成して伝研内の分室をすべて吸収したが、実験用小動物舎、既舎、採血舎はその後しばらく伝研のを借用した。昭和三十五年予研のポリオワクチン検定施設拡充に関して、伝研の建物を借用する案が大蔵省から出されたので伝研でも反対してほしいという予研の意向が伝研に伝えられ、伝研でもこれに呼応して反対し、実施にいたらなかった。このポリオ問題は極めて緊急であったので、同年度中に上大崎及び村山に施設が作られた。

#### 六、伝研における試験製造

予研の創立を機に昭和二十二年五月二十一日伝研の官制が改正された。従来官制第二条に「伝染病研究所ハ伝染病其ノ他病源ノ検索、予防治療材料ノ検査、伝染病研究方法ノ講習並痘苗血清其ノ他細菌学的予防治療品ノ製造及検定ニ関スル

事務ヲ掌ル」とあったのを「伝染病其ノ他病原ノ検索並ニ其ノ予防治療ニ関スル学理及応用ノ研究ヲ掌ル」と改正し、更に第三条「東京帝国大学総長ハ伝染病研究所ノ事務中衛生行政ニ関スル事項ニ付テハ厚生大臣ノ監督ヲ承ク」を削除した。具体的にいうと検査、検定業務を予研に渡し、北里以来我が国第一を誇ってきた血清、ワクチンの製造を官制上の業務からはずしたのである。伝研は十一研究部を八研究部として再発足した。

同じ建物に同居している予研と伝研とは職員相互間では円滑な関係を保っていたが、厚生省本省の係官の一部と伝研との間は円滑ではなかった。問題のありかは、伝研がいつまで、どの位の規模の製造をやつてよいか、また伝研製剤が検定を受付てもらえるか、又国立機関が製剤を払下げて収入をうる事が薬事法にてらして合法的であるか否かであった。

厚生省は、伝研の製造は昭和二十二年八月二十一日以降行なつてはならないとPHWより云われた、又今後伝研で製造を行なつて貰う必要がないと文部省に申し入れた。そしてその頃から生産資材を伝研に配給しなくなり、又農林省に対しても伝研は製造をしないので動物飼料はいらないと伝えたらしい。

昭和二十二年十二月十五日になつて、伝研では飼育牛馬に対する飼料が一日分を残すだけとなった。この年度中に八万六千キログラムの飼料を農林省に要求したのに一万キログラムきり配給されなかつたためである。伝研ではやむなく民間業者との間で局方アルコールと動物飼料六千キログラムとを物々交換し、後に会計検査院からその不当を指摘されることになる。官庁なので闇買もできず、数ヶ月もかかる免疫中の動物を中途で減らすことはできなかったのである。

又伝研の製剤に対する検定が円滑に行なわれないようになった。昭和二十三年六月末衆議院厚生委員会で、世上の血清不足にかかわらず伝研製のジフテリア及び破傷風血清が検定されていないことが問題となり、直ちに伝研製品を検定するよう厚生大臣に通知された。その結果血清類の検定は受理されるようになったが、ワクチン類は民間製品が潤沢であるとの理由でごく少量のみしか検定が受理されなかつた。

民間製品については、国の必要とする緊急大量需要はすべて国家によって買上げられた。価格は各製造者の原価計算申

請書を当局で検討した上で決定され、自主的な価格設定にあたって一つの標準となった。<sup>(8)</sup>

昭和二十三年十一月京都にジフテリア予防接種禍事件がおこり、患者六百六名、死者六十八名の犠牲者が出た。これはジフテリアトキソイド中に残存したジフテリア毒素によるものであった。十二月十八日サムス準将は伝研講堂にて予研全職員に訓示し、ことに検定について問題点を激しい口調でつくとも、予研の中を大掃除する必要があると、矢追瀧過性病毒部長と石井寄生虫部長を名指しで非難した。両所員は小林所長から辞職勧告をうけ、また厚生大臣からは転動を命ぜられたが、人事院に訴え勝訴することになる。この矢追・石井事件は新生の予研に大きな衝撃を与えた。<sup>(4)</sup>

この時PHWは日本製血清ワクチンの販売を禁止した。これを機に検定を更に厳重にし、製造施設の査察を行なった結果、昭和二十四年四月三十日付の通牒により、従来の製造業者のうち優良十社に製造許可を与えた。伝研は政府機関であるとの理由で許可は得られなかった。この事件後、PHWによっても積極的な技術指導方針が執られ、米国ミシガン州公衆衛生局ワクチン製造所で実地にワクチン製造の経験の深かったボーズマン博士の来日となり、日本の細菌製剤製造技術の進歩が促進され、製造施設の改善も行なわれた。この整備によって民間の製造所は、昭和二十五年六月からの朝鮮事変における大量特需を消化することができた。<sup>(18)</sup>

このようにして伝研は製造施設の完備等の点においても民間に大きな遅れをとるようになった。さらに伝研の相対的重要性を低下させるものとして、予研における試験製造がある。これは予研の官制第一条の二及び三項で決められたものである。すでに昭和二十二年中に予研では、ハブ蛇毒血清、ペストワクチン、百日咳菌ワクチン、溶連菌トキソイド、ワイル氏病ワクチン、診断用抗原及び血清などの製造を行なった。<sup>(21)</sup>

伝研製品が再び社会の注目をあびるのは昭和二十五年の狂犬病の発生である。その二年前位から次第に数をふやしていた狂犬が二十五年には関東一円から静岡にかけて猛威をふるい一月から五月までで三百九十頭が発病し、被咬傷者八百二十六人、死者二十四人となった。「犬にかまれたからには伝研が頼り」ということで病院外来には予防接種を受ける人が

多数おとすれた。五月三十日の時事新報には「予算なく生産干上る」と書かれている。しかしこのような世間の期待も限られたものに対してであり、一時的にすぎなかった。

その後、伝研が製品を販売することの合法性については法務府の意見まで求めなければならなくなった。法務府の回答は、国立学校医薬品関係研究部門における医薬品の試験的製造は認められているので、研究遂行の必要上試作したもので、かつ薬事法の規制に適合するものであれば随意契約により販売することはおおむね差支えない、しかし医薬品製造業としての経営を行なうてはならないというものであった。また製造をいつまで続行してよいか、その量、更に検定受理などをめぐって伝研と厚生省との間で繰返し折衝が行なわれたがなかなか決着がつかなかった。

このように伝研の製造問題が未解決であった頃の昭和二十五年十一月下旬と十二月末に、検定証書の貼付されていない伝研製品がボーズマン博士によって押収される事件がおきた。この件は直ちに文部省に報告され、文部次官が民間情報教育局CIEのルミス博士に釈明し、PHWが伝研の製造、払下げを禁止しないよう尽力を依頼した。この事件を契機として厚生省は伝研の製造問題についての結論を出す必要にせまられ、伝研側と交渉の結果、伝研は試験的な製品の製造に重点をおくことで一応の了解が成立した。しかし文書による厚生省の回答はえられなかった。製造に関してはPHWの方がはるかにゆるやかであって、適当量の製造、払下げは差支えないという考えだった。

伝研では昭和二十五年八月の部長会議で試験製造を如何に実施すべきかを検討する小委員会を設け、昭和二十七年二月主任会議で試験製造室及び試験製造委員会を設置することを決め、同年三月沢井芳男主任が決定した。試験製造室の備品購入予算が少ないため貸与物品返還交渉を予研に対して行なった。孵卵器八台、顕微鏡六台などで今日からみればわずかなものである。

伝研は以上のように製造に執着してきたのに、昭和二十九年になると製造の難しさが問題になってくる。五月の主任会議で長谷川秀治所長は、試験製造で収入をあげるのにもっと力をいれるべきだ、何を作るかが一番大切だし、又困ってい



ることであると発言した。細谷教授はワクチン類の需要は少なく売捌きが困難であるので、乾燥補体、ハブ抗毒素、診断用血清等がよいという意見をのべた。この「何を作るかが大切だし、困っていることである」という事態はその後伝研の試験製造につきまとうことになる。

予研創立後の伝研においてしばしば討議されたのが財団法人設立問題である。昭和二十三年十二月の臨時部長会でその設立が初めて議論されて準備委員会が作られた。この契機としては外部の意見、主として厚生省の意見があったと記されている。伝研が財団法人を考えた背景には、国家経費のみに頼るのは危険、退所者と現職との接触をはかることがあった。昭和二十九年七月に一つの案がつくられ、昭和三十三年五月には更に具体的な案がつくられた。この案は第一次から三次までの大きな計画で実験動物の供給、研究成果の試験製造、販売などが含まれている。しかしこのような財団法人は、国によって許可されないことが明らかになって、昭和三十三年十一月にこの考えを放棄することになった。昭和のはじめ阪大微生物病研究所がその発足にあたり、細菌学的製剤の製造を企画したが、伝研が製造していたために許可されず、財団法人をつくってこれにあてたのとは対照的な成行きとなった。<sup>(42)</sup>

伝研が製造作業を続けるべきか否かで教授総会の議論が鮮明でなかった時期がある。この時小林義郎事務長が発言して、「研究費の心配さえなければ、製造は存続しなくてもよいのか」と問い詰めたが、これに対して誰も明快に答えられなかった。<sup>(27)</sup>

医科研は昭和五十四年度をもって、精製ぶどう球菌トキシノイドの生産をやめたのを最後に、人体用の生物学的製剤の製造を打切った。

## 七、伝染病研究所から医科学研究所へ

昭和二十九年小林事務長は、これからの予算をどうするかについて私案を出した。伝研予算は病院費、製造費、その他

一般研究所費の三つに大別される。この観点からみると昭和二年からの約三十年間に明らかな区分がつけられる。最初の約十年間では全体予算の約半分が製造予算で残りを病院費と一般研究所費が折半していた。戦時体制に入った昭和十二年度から予研創設の昭和二十二年度までは、全体予算の七十〜八十パーセントが製造予算でその残りの半々が病院費と一般研究所費になっていた。昭和二十二年度以降は製造予算が漸減し、昭和二十八年年度においては製造費二十三、病院費四十、一般研究所費が三十七パーセントとなった。予研創設以後は予算はかなり減額されたが、同居中の予研が光熱水料等経費の三分の二を負担したので、他の大学又は研究所のような窮乏した研究生活をまぬがれることができた。小林事務長の試算によれば、予研移転による光熱水料その他の負担増は最小限六百三十五万円であり、それを補うためには一研究部当りの研究費を八十四万円から二十九万二千円に減らすことが必要となる。この打撃を防ぐには、病院を拡張して収入増をはかる必要があるというのが事務長案であった。

昭和三十三年十一月伝研は予研移転後における研究所を修復整備するための委員会を発足させた。具体的には各研究部の移動整備と病院の修復とを行なったが、さらに研究所の将来のあり方を論議した。ここで問題となったのは、既に事務長によって指摘されている光熱水料等の不足（当時は一千万円とみつもった）と、伝研が製造を行なっていたため、その構成人員が研究費のつかない人員に偏っていることであった。ちなみに、研究費のつく人員は附置研究所の平均（学内か全国か不明）が五十四パーセントであったのに、伝研は最低の三十三パーセントであった。したがって委員会発足当初には振替え人事によって研究費のつく人員を増加させること、また病院の拡張が考えられた。

しかしこの委員会が存続した三年間に事情が少しずつ変化した。一つは東大全体として医学関係の研究施設をどうするかという全体的構想が出てきたことであり、もう一つは科学技術振興に関する政府の積極の方針により、教官研究費が増額され、純増定員による部門増が認められるようになったことである。

このようにして伝研の将来計画は予研の出たあとをうめるだけでなく、新しい構想を描くことができるようになり、昭

和三十六年四月から将来計画委員会が作られた。

当時の最も深刻な討議の中心は、研究所の性格づけであった。伝研が設立された頃は、伝染病が猛威をふるい、多くの人命が奪われていた時代であった。伝研は伝染病の病源の検索とその予防と治療とを主な研究使命としてきたが、ひろく基礎医学全般にわたり実験的研究を行なうという意識をもっていた。このことはすでに大正八年から、研究所の機関誌を「実験医学雑誌」と名付けていたし、大正十一年夏の所内組織の改革の時にも、その方向性がもり込まれていたことからも明らかである。また研究体制においても、医学部だけでなく、多くの学部出身者が協力する方針をとってきた。予研の創設により研究所の内容は更に基礎医学的になり、また抗生物質の普及による伝染病の減少によって、疾患の相対的重要性に大きな変化がおこっていた。

修復整備委員会では、感染学を中心の柱として進む意向が表明されたが、将来計画委員会では研究対象をさらに広く考へ、基礎医学に連なる生物学的基盤の拡充を強力に図り、その上に立って総合的に医学研究を遂行するという方針が打出された。そして、昭和三十七年五月及び六月の教授総会において、研究所の設置目的及び名称を変更することに決まった。昭和三十七年六月からは将来計画促進委員会となり、昭和三十九年春には研究所の名称及び規模の案が決まった。その後東大評議会において全学的な立場から検討され、昭和四十二年（一九六七）六月一日法律十八号をもって伝染病研究所が廃止され「感染症、癌その他の特定疾患に関する学理及びその応用」を研究する医科学研究所が設置されるに至った。<sup>(44)</sup>予研設立後丁度二十年目のことである。

## 八、予研創設の背景

伝研から予研の分離は、伝染病研究所（医科学研究所）に連なる歴史の中で最も重大な出来事の一つである。この分離の結果、伝研は行政とは制度上一線画することになり、さらに引続いて製造を縮小することによって、大学附置の研究機

関としての性格を強めた。この前後に行なわれた東大内の改組が主に戦時体制を払拭することに主眼があったのに対し、伝研の改組はわが国の衛生行政機構の改革に関連して推進されたものであった。<sup>(39)</sup>

予研創設時の伝研で目立った一つの点は若手の反対運動である。彼等はこれを契機に研究会を組織した。昭和二十二年十一月の時点で会員は九十二名、委員長は沢井芳男技官で予研連絡、抄読会、及び文化啓蒙に専門委員を置いて自主的な活動を行なった。

P H W は公衆衛生及び医学教育に関してさまざまな改革を行なった。それらは一時的、消極的なものではなく、長期的、積極的なものであった。占領軍のこの強力な指令によって、我が国の公衆衛生は近代的なものとなった。<sup>(16)</sup>

昭和二十年九月二十二日の覚書の中で「公衆衛生関係、臨床診断および血清、ワクチン製造関係の軍以外の研究所の業務を再開しまたは継続すべし」と命じた背景には、日本国民を自立させるだけでなく、細菌学的製剤の既製品をアメリカから輸入する時に起ってくるアメリカ納税者の負担増をさける目的もあった。<sup>(14)</sup>

当時日本には抗生物質、ワクチン、血清などを検定し、また公衆衛生の分野で全国的に重要な問題を基礎的に研究するための国立の機関がなかった。サムスの意図としては、中央及び地方を通じて、あらゆる衛生行政は厚生省を中心として一体化することであったので、そのような国立研究機関も当然厚生省管轄でなければならなかった。サムスが考えたこのような研究機関に最も近いものが東大の伝研だったわけである。しかし伝研では検定をやっているものの、これは研究ほど重視しない二次的な業務であったので、サムスは行政上これほど重要なものをこのような文部省管轄下の研究所にまかせておけないと考えたわけである。戦後の疲弊した国情においては、新しい研究所を創設することは出来ず、ここから伝研の移管問題が起った。サムスが一大学の研究所よりも国立の厚生省研究所を重視したことは立場上当然であろう。なお製造と検定の両手使いが不都合だとサムスの書いたものには出てこない。これを問題として取上げたのはヴォークである。<sup>(23)</sup>

サムスは *Medic*<sup>(41)</sup> の中で一頁あまりをさいて予研の設置にふれ、異なった大学の卒業生が一つ屋根の下で医学上の共通問題を研究することの重要性を強調し、その意味で予研が成功したと書いている。またサムスは日本にはそれまでそのような研究所が無く、異なった大学間にかなり嫉妬があったと指摘している。

なお、学閥の弊害は昭和二十一年五月に P H W 局員が記者会見で示した「日本に於ける医学教育改善案」でもふれられた。<sup>(46)</sup> この時医学に寄与した日本人として北里柴三郎、長与又郎、志賀潔、稲田竜吉、三田村篤志郎が挙げられているが、稲田を除く四人が伝研・北研関係者であったことをつけ加えておきたい。

サムスへの密接な情報源は少なくとも二つが考えられる。一つは厚生省であり、もう一つはサムスが選んだ人達である。サムスは日本上陸前に、戦前欧米に留学して公衆衛生を学んだ日本人のリストを入手していた。古屋芳雄(公衆衛生院長)、草間良夫(慶大教授)、東龍太郎(東大教授)、Dr. Kunonoto, Dr. Miki などであり、これらの人は予研の創立及び人事にも関係したという。サムスはこれらの人ならば彼の意図するところを理解してくれるだろうと期待していた。<sup>(45)</sup> とにこの中でサムスと最も近かったのは草間教授である。草間は活発に活動し、文部省の医学教育審議会議長などの重要な役につき、戦後の医学教育の改革について G H Q と文部省との間の橋わたし役となつた。<sup>(46) (47)</sup>

予研成立に至るまでの厚生省、P H W との論議の中で、大学関係者は大学における研究の重要性、研究の自由、行政官庁所管の研究所がかかえてきた問題を繰返し指摘した。このことによって予研は行政官庁所管の研究所としては大幅な自主性を与えられることになったといわれる。<sup>(27)</sup> 初期の主要人事をみると最初は伝研から移籍した人達が中核となったが、間もなく柳沢謙、岡林篤、田嶋嘉雄、安東清らが部長として参加したが、これらの人達のうち、柳沢以外は伝研と無関係であった。

昭和二十四年、日本経済を安定させるため、ドッジ公使により超均衡予算が指示され、衛生関係の予算も著しく削減された。翌二十五年六月朝鮮戦争が勃発。昭和二十六年四月にマッカーサーが解任されると、サムスはそのあとを追うかの

如く、五月二十五日夜日本を去った。<sup>(48)</sup>翌二十七年講和条約の発効以後、厚生行政の手直しが行なわれるようになり、「公衆衛生の黄昏」がささやかれるようになってゆく。<sup>(46)</sup>予研を改組しようとの圧力もあった。<sup>(49)</sup>昭和二十七年三月に出された試験研究機関に対する一つの監察報告では、予研の研究部門は伝研と同種の基礎的研究を行なっているもので、この部門を伝研に復元し、検査検定部門は国立衛生試験所と合体させ、厚生省所管の検査検定機関にまとめることが適切であると結論された。しかしこの整理は実施されなかった。

広島と長崎に原子爆弾影響研究所が予研の支所として設置された(昭和二十三年)が、予研は当初PHWが考えたような複数の研究所の結合体という形には発展しなかった。アメリカのNIHがNational Institutes of HealthのInstitutesが複数形で記されているのに対して、予研(The National Institute of Health of Japan)の内容はNational Microbiological Instituteに相応するものであった。<sup>(50)</sup>そして、創立十年後においても予研当事者の期待の半分も達成されておらず、殊に附属病院が無いことに不備を強く感じねばならなかった。<sup>(51)</sup>

厚生省では昭和三十二年に成人病予防対策協議連絡会を発足させ、「脳卒中、癌、心臓病から出発し、漸次リウマチその他の疾患に及ぶべきこと」などの答申をうけていた。<sup>(52)</sup>癌対策については昭和三十三年の国立病院協議連絡会の席上で、中心となるべき国立機関の必要性が唱えられ、昭和三十七年に国立がんセンターが予研とは別の組織として発足した。初代総長は、予研設立の時の伝研所長であり、当時日本医学会会長であった田宮猛雄である。<sup>(53)</sup>田宮は設立準備の段階からその企画にかかわっていたが、ここで予研設立時の米国NIHの構想が、どれほど考慮されたかは明らかでない。

このように予研の歩みは必ずしも順調ではなかったが、感染症に関しては我が国の中枢機関としての役割を果たした。

予研創立当時の伝研は、所長は主任会議によって選挙で選ばれはするものの、所長の主宰する研究所であった(合議制になるのは昭和三十三年教授総会によって運営されるようになってからである)。所長の諮問機関として部長会議(教授のみ)と主任会議(教授、助教授と主任の地位にある者からなり、所員会議とも呼ばれていた)とが開かれていた。田宮所長の本務は東大

医学部教授（衛生学）であった。田宮は医学部長でもあり、伝研所長、伝研第二研究部長を兼任していた。

田宮の人物像については「田宮猛雄先生を偲ぶ」に多くの人によって書かれているが、内村祐之元東大精神科教授は「わたくしの目に映った田宮さんのお人柄は、二つの面を持っていました。その一つは、よく気のつく、人をそらさない、洒脱で円滑な性格であります。外国語に堪能で、話題の豊富であった田宮さんは、天性の国際人のようにさえみえました。しかし他面田宮さんは実に強い面を持っていました。それは己れを信ずること厚く、その矜持に生きようとする強い氣質であったといえましょう。この氣質は、時には好き嫌いがはっきりしすぎるといふ瑕瑾として姿を表わしたようですが、その欠を覆うて余りあるほどに貴重だと私が思ったのは、田宮さんが権勢をおそれずに、己が所信に従って邁進する勇者であったということにあります。敗戦後の難局において、田宮さんのこの勇氣は忌憚ないまでによく発揮されました」と書いています。<sup>(54)</sup> 医学教育改革会議においてサムスの方針に反発し、サムスが返事に困るほどの質問を行なったこと、またサムスによる発疹チフス人体実験の強要に対する反抗<sup>(55)</sup>などはその例である。

この田宮所長は医学部が本務で伝研が兼務であっただけに、その立場には微妙な点もあったであろう。若手は主任会議をつき上げるなどして活発に動き、主任会議もこれに呼応したので全所的な動きになった。田宮所長だけはこれらの動きに一定の距離をおき、状況を見定めた上で南原総長との合意にもっていったように見える。伝研をアバウトハーフに分けることを決めた南原・サムス会談のあと約二週間後に行なわれた所長選挙で、田宮は十四票中八票を得て所長に再選された。この票数はおそらく田宮所長を信頼するものの、なお完全な一体感をもちえないという所員の気持の反映であろう。田宮は昭和二十四年三月定年退官するまで所長をつとめ長谷川秀治教授と所長を交替した。

昭和五十四年に開かれた座談会では、「田宮先生は考えている事を言わない方で、みんなが反対している主任会議の席上で、その所信を述べ討議することはなかった。また、しばらく主任会議の議長をやらなかった。後日わかったところは、田宮先生は事態を正確に判断され、全面的移管もやむを得ないとひそかに思っていた。ただ、伝研を二つに割る事だ

けはさげたいと思っており“alles oder nichts”という言葉を教室員にはよく漏らしていた。」という話が出ている。<sup>(27)</sup>

田宮所長は予研問題についてまとまった記録を残さなかったようである。筆者が見つけることのできた唯一のものは、昭和三十三年に開かれた或る座談会<sup>(55)</sup>における発言である。それによると「総司令部が伝研を全面的に厚生省に移せと命じ、ある新聞などは歴史は繰り返すとはやし、要路にある二、三の人々も(それはのちに米国側から教えてくれたことですが)油を注いだ」となっている。

予研創立の経過を最も詳細に記録したのが柳沢謙元予研所長が副所長時代に執筆した「予研創立当時を回顧して」<sup>(24)</sup>である。柳沢は伝研育ちであるが、当時は結核研究所にいた。柳沢はその書出しの部分で「恐らく公開されていなかった記録をもあえて載せたのは、いつか誤りのないように伝えてくれと託された関係もあったので」と記している。柳沢の文章には、彼に託した人への共感、あるいは彼自身が伝研育ちであることをかくし切れないほどの激しさが所々に見られる。柳沢が誰から資料を入手したか、またその正確さも今となってはわからない。しかし今までのところ大筋において柳沢資料の信憑性を疑わせるようなものは出ていない。

柳沢資料にのっていないもので最も注意を要するのは、昭和二十一年十二月二十八日に出された「記録に対する覚書」である。この覚書は不完全な形だが当時の鈴木事務長によって書かれて<sup>(26)</sup>いる。しかし厚生省関係者の座談会(昭和四十五年頃)によると覚書は出なかった<sup>(15)</sup>という。占領行政を研究している竹前教授によると、「記録に対する覚書」は memo. for record と考えられ、例えば課長が局長に渡しておくというたぐいのもので、日本政府へは渡されない、PHWについてもかなり存在し、おそらくその一つだろうという。そうすると、厚生省が覚書は受けとっていないということに一致するが、「記録に対する覚書」がどの経路で何時伝研に来たか、またそれが所謂覚書行政の覚書とはちがう性格のものだという認識が伝研にあったか否かが問題となる。英文資料は見つかっていない。

今までに筆者は予研創立時代をあつかった厚生省関係者の三つの座談会記録を見つけることができた。その一つの中に<sup>(15)</sup>



次のようなことがのっている。

石橋 山口さんや加藤さんは東大出だけれども、僕とか小川なんて口の達者なやつが出ていくから、ちょうど北里の孫弟子が来て (㊦ 浜野、石橋、小川の厚生省当番者は慶応大学医学部出身)、文部省の伝研から厚生省へ取り返していくという感じがあるわけですよ。それだものだから、感情的なものがあつた。

聖成 それから勝俣さんは (㊦ 東大出だが) 北研 (㊦ 育ち) だから。

石橋 もちろんそうだけれども、しかし勝俣さんはそのころは局長はよして、浜野さんだから、もっと激しいや、いうことは。浜野さんと田宮さんと大げんか。

もう一つの座談会<sup>(56)</sup>では浜野局長に対する人物評が出てくる。「浜野さんはいいところもあつたが、へんな癖があつて困るんですね。浜野さんは先見の明があるようできて、歯車があわないんです。まったく困りましたね」

浜野元局長は昭和三十九年二月の北里研究所五十周年誌編纂懇談会の席上で、発言している。<sup>(57)</sup>『先ほど……伝研が北里の私有物化したというお話がありました。しかしながら……予防衛生研究所ができたときの伝研は、まさに私有物化された伝研であつたと、私ははっきり申し上げておきたい。研究室でワクチンを作つて、業者を通さずして売る。その金は、研究室へ入つてくる。いわばドル箱であります。北里先生がされておつた時の私有物化と、私は若干違うんではないかと思つてあります。私は先程伝研、北研の移管問題 (㊦ 青山策謀はなかつたとかの話がでている) はそのへんでやめてくれというのを、つい、ずけずけと申し上げました。私はその当時、責任者としてあのぐらい伝研、北研問題の不愉快な体あたりを受けたことは、一生のうちで忘れ得ないことであります。みんなは北里研究所をつぶすべく、この際というので伝研の方々は、陰に陽にやられました。「北里でワクチンがでんじやないか。北里で血清がでんじやないか」……。その時は北里研究所、全くお気の毒でありました……』

田宮は勝俣が始終サマスのところに行つていたので「勝俣のやつ」と思つていたようだとのことであるが「あれは確か

に關係ないんだな。そういうふうにいわれたけれども」と厚生省関係者は否定する。田宮が勝侯に対してもったかも知れないもう一つの誤解は田宮と武見太郎が日本医師会から退職させられた事件である。このようなことが重なったため東大医学部、伝研、国立がんセンターの長を歴任した田宮と、近代公衆衛生の父と呼ばれた勝侯とは「案外不仲になったまま」世を去った。<sup>(15)</sup>

田宮の回想にしても、これらの座談会記録にしても、また伝研から出された激しい建白書にしても、予研創設に関する伝研と厚生省との交渉の背景に大正三年の移管問題のしこりがあったことを示している。大正三年から昭和二十二年といえ、いうに三十年を越える。予研創立の裏に「歴史は繰返す」といわれ「文部省から厚生省にとりかえず」のは「報復」ではないかという様な感情的な対立があつて、それに「油を注いだ」人々もあつたらしいこと、またその一方で「いつか誤りのないように伝えてくれ」と託した人もあつたことを知つた時の著者の驚きは大きく、本稿執筆の一つの動機となつた。大正三年の伝研移管のしこりの強さは現在の我々の想像をはるかに越えるものだった。これほどのしこりを残した移管について伝研の内部からも北研の内部からも、資料の<sup>(5,6)</sup>ような綿密な論考が現われなかつたことを指摘しておきたい。

以上のように、生物学的製剤の検定問題をきっかけとして予研が設立され、伝研は医科研への道をたどつた。この過程において伝研は、北里以来続いた我が国最大規模の製造を縮小した。その後の医学及び製造技術の進歩や経済の発展、国立大学としての制約を考えれば、製造は民間に、国家検定機関は東大の伝研から独立させるといふ方針は適切であつた。

本稿執筆にあたり、種々御援助をうけた伝染病研究所、医科学研究所、予防衛生研究所、厚生省、東京大学百年史編集室の關係各位、Dr. Crowford F. Sams、東京経済大学竹前栄治教授ならびに蓮井龍子秘書に謝意を表す。

#### 文 献

(1) 北里柴三郎 談話、伝染病研究所辞職の理由、「北里柴三郎論説集」、千三百五十頁、昭和五十三年、北里研究所、北里学園

- (2) 伝染病研究所一覽、細菌学雜誌、百三十三号附録、明治三十九年
- (3) 北里柴三郎 伝染病研究所ノ内務省所管ナラサルヘカラサル事、「北里柴三郎論説集」、千二百十九頁
- (4) 医海時報 大正三年十二月二十六日
- (5) 安藝基雄 大正三年の所謂「伝研移管問題について」、日本医史学雜誌、十三卷(三号、四号)、十四卷(二号)、昭和四十二年四月十三日
- (6) 神谷昭典 「日本近代医学の定立」、二百四十一頁、昭和五十九年、医療図書出版社
- (7) 「東京大学学術大観」、四百二十八頁、昭和十五年
- (8) 藤野恒三郎 「藤野・日本細菌学史」、五百一頁、近代出版、昭和五十九年
- (9) 公衆衛生院の誕生より現在まで、「国立公衆衛生院創立十五周年記念誌」、昭和二十八年
- (10) 医海時報大正三年十二月十九日、日本医事週報、大正四年一月十六日以降
- (11) 細谷省吾 伝研六十年史資料
- (12) 梅沢浜夫 抗生物質の研究史、自然、十七卷、八十三頁、昭和三十七年
- (13) 竹前栄治 「GHQ」、百三十一頁、岩波書店、昭和五十八年
- (14) サムス 「Medic」
- (15) 座談会、終戦と衛生行政の再編成、「近代公衆衛生の父 勝俣稔」、二百三頁、昭和四十五年
- (16) 長門谷洋治 戦後、アメリカの日本医学に及ぼした影響、日本医事新報、千九百六十三〜千九百六十五号、昭和三十六年
- (17) 多ヶ谷 勇 予研設立の頃のこと、予研学友会報、十八卷(一)、三十八頁、昭和五十二年
- (18) 社団法人細菌製剤協会、「細菌製剤のあゆみ」、昭和四十一年
- (19) 「厚生省二十年史」、三百四十頁、昭和三十五年
- (20) サムス 私の同志、「近代公衆衛生の父 勝俣稔」、二百四十三頁
- (21) 予防衛生研究所年報、昭和二十二年度
- (22) 北岡正見 終戦前後の先生、「田宮猛雄先生を偲ぶ」、二百十二頁、昭和三十九年
- (23) 齋田 晃 私信(昭和五十九年一月十七日 山口正義氏宛)
- (24) 柳沢 謙 予研創立当時を回顧して、予研学友会報、五卷(三)、一頁、昭和三十九年

- (25) 梅沢浜夫 「小宮義孝(自然) 遺稿、追憶」、六百二十四頁、昭和五十七年
- (26) 鈴木弥孝 田宮先生に仕えて、「田宮猛雄先生を偲ぶ」、百八十九頁
- (27) 座談会、医科学研究所の歴史—元教授を囲んで—、医科学研究所、昭和五十四年
- (28) 長谷川秀治 心痛された田宮博士、「田宮猛雄先生を偲ぶ」、百八十四頁
- (29) 沢井芳男 私信(昭和五十九年五月九日 小高宛)
- (30) 研究会会報、昭和二十七年八月十九日
- (31) 南原 繁 伝研接取問題など、「田宮猛雄先生を偲ぶ」、百七十九頁
- (32) 予防衛生研究所概要、昭和二十五年
- (33) 「東京大学百年史」、資料一、百六十九頁、昭和五十九年
- (34) 西村 菁 占領軍下の日本—サムス準将回顧録と検閲された医学雑誌—、日本医事新報、三千百二十八号、昭和五十九年
- (35) M.M. 浜野規矩雄氏、日本医事新報、千二百十二号、昭和二十二年
- (36) 小林六造先生記念会、牛場大蔵他五名編 「小林六造」、百四十四頁、昭和四十七年
- (37) 昭和二十二年五月二十一日朝日新聞
- (38) 予防衛生研究所開所式、日本医事新報、千二百二十二号、昭和二十二年
- (39) 「東京大学百年史」、通史二、千二百二十頁、昭和六十年
- (40) 国立予防衛生研究所年報、昭和三十一年度
- (41) 河端俊治 予研の創立から学友会の発足まで、予研学友会報、二十三卷(二)、三頁、昭和五十七年
- (42) 藤野恒三郎 「藤野・日本細菌学史」、六百五十八頁
- (43) 実験医学雑誌、六卷、四百九頁、大正十一年
- (44) 山本郁夫 東京大学医科学研究所の創設について、医学のあゆみ、六十二卷(三)、百七十五頁、昭和四十二年
- (45) サムス 私信(昭和五十九年九月十日 小高宛)
- (46) 敗戦と占領下の医学、「日本科学技術史大系」、二十五卷、三百十七頁、第一法規出版、昭和四十二年
- (47) 「慶応義塾大学医学部六十周年記念誌」、百二十六頁、昭和五十八年
- (48) ドウス昌代 「マッカーサーの二つの帽子」、三百五頁、講談社文庫、昭和六十年

- (49) 倉塚和夫 学友会会則―起草の背景と重点、予研学友会報、二十三卷(二)、八頁、昭和五十七年
- (50) 国立予防衛生研究所年報、昭和二十六年年度
- (51) 国立予防衛生研究所年報、昭和三十一年年度
- (52) 医療の「合理化」と合理性と、「日本科学技術史大系」二十五卷、四百四十一頁
- (53) 「国立がんセンター二〇周年記念誌」、昭和五十七年
- (54) 内村祐之 日本医学界と田宮さん、「田宮猛雄先生を偲ぶ」、二百八十九頁
- (55) 座談会、青山胤通先生生誕百年を記念して、日本医事新報、千八百一號、昭和三十三年
- (56) 座談会、GHQ時代、「保健所三十年史」、三百三頁、日本公衆衛生協会、昭和四十六年
- (57) 五十年誌編纂懇談会、「北里研究所五十年史」、七百九十三頁、昭和四十一年

Establishment of National Institute of Health of Japan  
and reorganization of the Institute for Infectious Diseases,  
Imperial University of Tokyo.

by

Takeshi ODAKA

The National Institute of Health of Japan (NIH) was founded on May 21, 1947 to control the assay of biologic products as well as to conduct fundamental research on problems of national importance in the field of public health.

The time was during the occupation period after the end of the World War II. The Public Health and Welfare Section of General Headquarters, headed by Colonel Crawford F. Sams, strongly pushed

the project of establishing the institute under the Ministry of Public Health and Welfare. Japan was too poor at that time to establish a new national institute, so the Institute for Infectious Diseases offered about half of its personnel, facilities and space to the NIH.

This paper describes the development of the NIH and historical changes of the Institute for Infectious Diseases.